

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	東北港湾の活用による物流推進検討業務
業 務 概 要	本業務は、東北港湾活用にあたっての物流課題について、農林水産物・食品輸出の輸出促進条件を整理することで課題を見える化し、その課題解決方策の検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 安部 賢 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
契 約 年 月 日	令和5年9月7日
契 約 業 者 名	一般財団法人みなと総合研究財団
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区虎ノ門3-1-10
契 約 金 額	16,456,000 円(税込)
予 定 価 格	16,544,000 円(税込)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和5年9月7日
履 行 期 間 (至)	令和6年3月22日
備 考	

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

随意契約理由書

1. 業務の名称 東北港湾の活用による物流推進検討業務

2. 契約業者名 一般財団法人みなと総合研究財団

3. 随意契約理由

本業務は、東北港湾活用にあたっての物流課題について、農林水産物・食品輸出の輸出促進条件を整理することで課題を見える化し、課題解決に向けた方策を検討するものである。

本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と配置予定管理技術者へのヒアリングにより評価を行った。

審査の結果、一般財団法人みなと総合研究財団を契約の相手方として特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、みなと総合研究財団と随意契約を行うものである。